

調査研究

新規参入者（法人雇用者含む）受入及び参入後のサポート体制に関する調査について

全国青年農業者育成研究会

1 はじめに

新規就農者のうち新規参入者や法人雇用者の示す割合が、全国的に増加する傾向にあり、新規参入者は非農家出身がほとんどで農業経営基盤を持たないため、就農時は農地の確保や施設の購入など初期投資も大きく、営農維持にあたって困難な場面が多く見られる。また、近年増加する法人雇用者等への支援策も始まったばかりで実態がつかめていないのが現状である。

一方、県や市町村など行政が主導し新規就農（参入）者を受け入れる研修制度はあるが、就農後に十分な支援体制が整備されていない実態もみられる。

そこで、今後多様な担い手を育成するための支援策の一助に資することを目的に、受入から就農時、就農後の指導まで一連の体制で支援している事例を調査し、内容を分析することとした。

2 調査方法

別紙調査用紙の内容について、全国青年農業者育成研究会各ブロック幹事から、各都道府県支部長を通して調査を依頼した。調査時期は平成23年10～11月とし、各都道府県から32の事例を得た。

3 調査結果

32の調査事例の概要については、45ページから60ページにかけて掲載した。

（1）事業の概要（内容や受入条件等）

収集した32事例のうち、都道府県事業が14（うち農業大学校等の研修8）、都道府県農業公社事業が8、市町村事業（公社含む）が7、有限会社2、農協1であった。

都道府県事業のうち、農業技術等の習得に関する研修制度について農業大学校等で実施されている事例が多かった。市町村事業のうち、公社等を設置して研修等を実施しているものは3事例であった。有限会社の事例はいずれも北海道で、農協等が出資して法人を設立し、酪農の新規参入者の研修を行いその後独立させるものだった。

（2）就農前の支援（研修）について

ア 農業大学校における研修

事例収集した各農業大学校の新規参入者向け研修は、農業への参入を考えている人向けに用意されており、内容は地域農業の特色に合わせたものになっていた。研修期間は短いもので2泊3日、長いものでは1年以内と様々だった。1年程度の長期研修の場合、ほとんどが通学によるものであったが、高知県農業大学校では宿泊施設を備えており、長期滞在しながら研修が受けられる体制になっていた。

イ 公社等における研修

参入希望者向けに用意されている研修のうち、公社等が研修場所を確保しそこで実地研修させるものと、実地研修の受入先を地域内（都道府県や市町村内）で探しそこに研修を委託するものとに類別された。研修期間は1～3年と幅があるが、このうち市町村（公社含む）が実施する研修は、年齢制限や定住が条件になっているものが多く、あわせて就農時に農地の斡旋や農業機械等の助成とセットになっている場合がほとんどだった。

（3）就農時や就農後の支援について

ア 技術支援・研修等について

参入希望者が研修や就農時に様々な事業等を活用するために、認定就農者に認定される必要があり、認定に必要な就農計画の作成支援を普及指導センターが中心になって行っている。この就農計画に基づいた就農支援資金の貸し付けや各種補助事業により、新規参入者等の機械や設備の整備が行われている。

就農後の栽培技術支援等については、既存の部会や生産組織に参加誘導し營農指導員や普及指導員から指導を受ける体制を確くとともに、農業経営に関する技術習得は都道府県事業や普及指導センターの指導を活用させる事例が多い。

また、新規参入者が抱える生活面等や営農の課題解決のために、専任指導者を配置し課題解決にあたる制度を取っている事例があり、就農トレーナー（北海道別海町）、定着支援アドバイザー（山形県）、地域就農サポーター（和歌山県）、就農アドバイザー（鳥取市）があった。

イ 機械・設備導入や資金等について

都道府県事業としては、新規参入者等の営農開始直後の資金面での負担を軽減するために補助事業を中心に展開されている。内容は就農支援資金の償還助成（研修に関するもの）や認定就農者が整備する機械施設等整備、家賃補助、農地・機械等のリース料助成があった。

市町村段階では就農時から就農後にかけて、農業機械・施設整備の一部助成や農機具等の無償貸し出し、住宅の家賃補助等が補助事業として行われていた。

なお、都道府県や市町村事業の支援対象は、認定就農者となっているものがほとんどだった。

（4）関係機関・団体等の支援について

関係機関・団体の支援体制は、市町村段階では市町村、農業委員会、農協、農業共済組合、普及指導センター等で構成される組い手育成に関する協議会等を設置し支援を行っている。具体的な支援として、就農計画の作成支援や新規就農者（参入者）等の交流会等を開催している事例が多い。また、相談体制としてはそれぞれ構成機関・団体が相談窓口として活動を行っており、ワンストップ窓口機能が発揮されている事例は少なかった。

県段階では青年農業者等育成センターや農業会議、都道府県等が加わり支援を行っている。内容は農業参入希望者等への相談活動が主体であるが、石川県では就農5年目までの就農者をリスト化し、普及指導員や財団法人の職員が定期的な巡回を行う指導体制をとっている。

（5）ネットワークづくり等への支援について

関係機関・団体が新規参入者等のネットワークづくりの支援を行い、新たに組織を設立した事例はなかった。しかし、新規参入者等が自らが組織を立ち上げ運営している事例は3つあり（北海道、山形県、和歌山県（事務局は農業大学校））、組織設立の目的は情報交換や勉強会等を行うためだった。また、ネットワークづくり

の支援が始まった事例が千葉県であった。

また、地元の4Hクラブや農協青年部等の既存組織へ誘導している事例は12あり、ネットワークや仲間づくりについては、新規組織の立ち上げよりも既存の組織等への誘導が行われていた。

（6）問題点や課題等について

新規参入者が就農するに当たっての問題点や課題について、最も回答が多かったのが「農地の確保」だった。次いで「就農後の支援体制（関係機関・団体）」であり、就農後の支援体制については、関係機関・団体の活動体制ばかりではなく、新規参入者を支援する里親の育成（里親制度）や支援が必要との意見もあった。その他に「就農時の金銭的負担」、「農業所得がある程度確保できるまで時間がかかる」、「住居の確保」との課題があった。

また研修を受け入れる側の課題として「研修等受入体制の整備」、「情報提供体制の強化」、「相談を受ける側に知識や経験が必要」、「研修と実践との距離」、「就農希望者の意向（有機農業の実践等）にマッチしないことが多い」があげられた。

4まとめ

（1）研修の持ち方

平成18年に全国農業会議所が新規就農者に対して実施した意向調査（回答588人（うち新規参入者490人）・回収率45.3%）結果では、就農前に技術習得研修を受けた人は81%で新規就農者のほとんどが就農前に研修を受けていた。また研修先での知識の習得状況は、「学べた」と「おおむね学べた」を合わせると77%で、就農前研修の重要性が明らかになっている。

この調査結果のとおり、研修を受けることで農業や栽培の実際を知ったり就農を考えている地域のことを知ることもでき、地域と就農希望者（研修者）とのミスマッチを防ぐこともできる。ただし、希望者のこだわり等から研修等の受入まで進まないケースがあったり、研修が終了しても農地が取得できず就農できない場合もある。また、課題にあげられていたように、研修と実践がかけ離れており学んだことが活かせなかったり、研修が終了し就農後の研修体系が整わず、参入者の要望に応えられない事例もある。

新規参入者に対して経営が安定するまでは、研修時と同じ考え方で関係機関・団体が丁寧に対応する必要があり、あわせて地域農業者の支援も必要不可欠である。

(2) 関係機関・団体の支援（研修中・就農後）

関係機関・団体の支援体制は市町村段階で設立されている場合が多く、その構成は市町村、農業委員会、農協、普及指導センター等であり、会議等を通して情報が共有されている。それぞれの主な役割としては市町村・農業委員会は補助事業や農地、住居の斡旋、農協は生産技術支援や資金の貸し付け、普及指導センターは就農計画作成支援や農業技術支援で、就農相談活動はいずれも行っている。課題として「相談を受ける側に知識や経験が必要」があげられていたが、参入希望者それぞれの事情や考えが異なるため、画一的な相談活動を行うことはできない。そのため、相談側に就農相談活動の知識や経験が必要になる。相談を受ける側はそれらの点も考慮し、それぞれの要望等に対応した相談活動を実施する必要がある。

先の全国農業会議所の意向調査で自治体独自の就農支援措置の利用について聞いたところ、「利用した」との回答は6.7%で回答者の2/3を占め、利用した行政支援の内容は「研修の支援助成」が最も多く、次いで「資金の助成」、「農地の斡旋・紹介」となっていた。このように、自治体の支援が利用されていることで研修中や就農時の支援についてある程度行われていると考えられる。ただし、「支援があることを知らなかった」の回答も7%あり、支援等について周知徹底を更に図る必要があると思われる。また、「農地・住宅情報が十分でない」や「研修受入農家が少ない」なども課題もあげられている。新規参入者等の受入体制が整備できていない地域でこのような課題が考えられるが、今後受入体制を整備する場合、新規参入と研修、農地、住宅がセットになっている市町村の取組事例を参考にするのも一つの方法である。

今回の調査で就農後の支援策は課題があるとの回答が見られた。就農後は既存の部会や生産組織に誘導し、営農指導員や普及指導員から指導を受ける体制を整っているものの、就農後の支援体制に課題があるとの回答が多い。新規参入者の農業技術や資金面の課題の他に新たな生活環境や地域慣習に慣れるまでに時間がかかる点も問題点であると考えられる。

新潟県で平成21年に行った新規参入者への聞き取り調査の中で、関係機関・団体に要望する意見として「日常的に相談に乗ってくれる体制をつくるほしい」、「農業で形になるまでは長い時間がかかるので、長い目で応援してほしい」「仲間作りや農業技術習得に関する地域の情報が欲しい」があった。これらの意見を参考にすると、新規参入者の就農後の支援体制強化にあたり、情報提供をこまめに行い、関係者が定期的に巡回し相談活動を充実させることを行っていく必要がある。また、事例にあったように課題解決を図る専任者制度の導入も効果的であると考えられる。農業生産活動はもちろんであるが、新規参入者が安心して生活できるように支援することも定着に向けた重要なポイントになると思われる。

(3) ネットワークの必要性

調査した事例の多くは地元の4Hクラブや農協青年部等の既存組織への誘導が行われていた。新規参入者のネットワーク3事例のうち、県単位のものが2で地域単位が1だった。また、組織ではないものの新規参入者のゆるやかなグループができた事例や設立に向けた支援が始まった事例もあった。

新規参入者の就農後の課題として「就農後の支援体制」があげられており、新規参入者を組織化することで情報提供や各種相談に応じることができる。新規参入者のうち、比較的年齢が高い場合は4Hクラブへの誘導が難しいが、その場合でも農協の部会等の既存の組織に誘導し地域農業者との繋がりも築く必要がある。

ネットワーク設立に向けた支援を行っていない場合でも、ネットワーク等設立の必要性を感じている回答が多く、新規参入者等に対する組織化を通じた支援の重要性を伺うことができた。

(4) 法人雇用者への支援

今回の調査では法人等に就業した新規就農者に対する支援策はあまり事例としてあげられなかった。しかし、「農の雇用事業」や「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用し法人等に就業した新規就農者は増加しており、また、農業法人等で就業後独立する事例もあるため、今後の農業を担う人材として位置付けるならば支援等は必要になると考えられる。

今回の事例調査では法人等に就業した新規就

農者への支援は新潟県で事業化されており、内容は農業用機械操作研修、農業技術・経営能力向上研修、仲間づくり等が実施されていた。これらの内容は本来雇用主等が実施すべき内容であるかもしれないが、雇用主が実施しきれない部分を県がサポートする形で実施されており、今後どのような形で支援していくべきか検討する必要があると思われる。

5 終わりに

今後の農業を担う新規就農者の確保は、農家子弟ばかりでは十分ではないことから、非農家出身者等の新規参入者や法人雇用者等多様な人材を確保する必要があり、これらの人材に対する支援は今後益々重要になると考えられる。今回の調査で

も支援に対する課題等が認識され、今後これらの課題を克服することで支援策や方法が充実するものと思われる。

最後に、本調査研究にあたり事例調査を行っていただいた各都道府県の皆様に感謝するとともに、この調査が新規参入者等への支援に関わる方の役に立つことを願ってやまない。

また、「青年農業者育成の研究」のバックナンバーでも新規参入者等への支援について特集しているので参考にしてほしい。

『青年農業者育成の研究』vol. 60～62

「新規就農相談マニュアル（栃木県青年農業者育成研究会）」

『青年農業者育成の研究』vol. 66

「新規就農者（新規参入者）の育成事例」

新規参入者（法人雇用者含む）受入及び参入後のサポート体制に関する事例調査

| 都道府県名 | 01 北海道 千歳市 | 01 北海道 天塩町 |
|----------------------|---|---|
| 1 研修施設や受入事業等の名称 | (財)道央農業振興公社千歳担い手支援センター「新規就農研修制度」 | 天塩町農業後継者対策協議会（事務局：天塩町農林水産課） 天塩町新規就農者対策事業（既農以降） |
| 2 受入要件・研修内容（就農前）等 | ○募集人数 新規参入希望者 3名程度 ○募集期間 10月～11月 ○研修及び支援内容 ・研修期間 3年間 (農業就業経験や習熟度により短縮可能) ・就農基礎・就農技術研修（1年間、公社・指導農家） ・就農技術研修（1年間、指導農家） ・就農地城研修（1年間、指導農家） ・当公社研修、農業大学校等の研修受講 ・農耕期間中研修手当を支給、外部研修受講費用助成 | ○年齢要件：概ね18歳以上35歳未満（2ヶ月以上研修） ○期間：短期コース2ヶ月以上（女性のみ） 長期コース1年以上（性別不問） ○手当 ・農業研修生の場合：5,500円/日。協議会が受入農家に支給。 ・新規就農研修生の場合：受入農家と研修生が雇用契約を締結し契約に基づき支給。協議会は受入農家に助成（日本版ファームオン事業を活用）。 ○宿泊先：トレーラーハウスまたは受入農家宅 ○研修内容：酪農に関する作業全般 |
| 3 就農時の支援 | ○担い手育成総合支援協議会は道央公社が主体となり、4市のJA事務所にワンストップ窓口としての「地域担い手支援センター」を設置。 ○道央公社より専任職員として各2名配置し、JA職員と連携して農用地利用調整等各種担い手支援活動を実施。 | ・農業後継者対策協議会としては肩抜けをベースに考えている ・土地は北海道農業開発公社のリース事業（5年間賃え置き）をベースとしている ○就農に関する要件 ・対象者：概ね25歳～40歳未満（配偶者または同居親族有する） ・農用地面積3.0ha以上、乳牛頭数40頭以上の計画有する ○助成措置 ・天塩町農業振興協議会に新規就農者と認定された場合 ・補助金交付額500万円 ・賃貸料150万円（年間30万円限度5年） ・固定資産税150万円（年間30万円限度5年） ・経営のため借り入れた制度資金（上限5千万円）に対し利回りの2/3（町1/3、農協1/3）の範囲内で5年間利子補給 |
| 4 就農後の支援 | ○就農後研修者は現地指導する地区先進農家による「研修支援会」も組成され、希望者の営農形態に沿った実践研修を就農時から支援。 | ○協議会として明確な支援体制はないが要請があれば対応。 ○関係機関・団体は通常の農業者（組合員）と同様の対応。 ○乳質改善協議会、畜農振興会等の組織の研修会に積極的に参加。 |
| 5 関係機関等の支援体制 | ○千歳地区においては、指導農業士、農業士及び指導的農家と関係機関による「研修指導農家研修会」を開催し、地域における就農者育成支援体制、地域資源の推進方向を具体的に検討している。 ○関係機関による「担い手支援センター会議」の他、「就農企画会議」で担い手支援を総合的に推進。 ○ワンストップ窓口機能を生かし、新規就農者や研修生を強力に支援できる体制が整備されつつある。 | ○農業後継者対策協議会（町、JA、普及センター、指導農業士、農業委員会、JA青年部長、JA女性部長）では、研修の受け入れ可否（面接）、研修中の状況確認、就農時の就農計画・資金計画のチェックなどを実行している。 ○役割分担として協議会の主体は町が担っているが、就農計画等資金面ではJAが中心となっている。またJAでは就農前に當農計画書の見方、タミカンの見方などの研修を行っている。 |
| 6 新規参入者等のネットワークづくり支援 | ○2004年に発足した新規参入者グループ「うまうま商店」（会員17名）があり、勉強会や摸索研修会、農産物直売、消費者交流などを積極的に展開し、幅広いネットワーク作りに取り組んでいる。 | ○新規参入者のネットワークはないが、「天塩町放牧の会」を通して交流、技術的な情報交換が行われている（平成4年以来入植した新規参入者はすべて放牧の会の会員。会員9人中新規参入者4人）。 ○放牧の会の活動は普及センターが中心に支援している。 |
| 7 新規参入者数と育成の課題等 | ○道央地区は消費地である札幌市に近く北海道の交通の要衝で、新規参入希望者は多いが、希望の農地が確保しにくい状況。 | ○2年間の研修期間を義務づけしているので今のところ特に問題にはなっていないが、就農後のアフターケアはシステム化されていない。 ○普及センターが支援する「天塩町放牧の会」の活動が、いろいろな面でのアフターケアシステムの代替となっている。 |
| 新規参入者数 | 14 | 6 |

| 都道府県名 | 01 北海道 津別町 | 01 北海道 別海町 |
|----------------------|---|--|
| 市町村名 | | |
| 研修施設や受入事業等の名称 | (有)だいち（2000年1月に津別町農業協同組合が設立した農協出資型法人） ※（有）だいちが離農地の受け皿となり「中間保有」後、農場の旗艦先として新規就農者、法人従業員等を地域農業の担い手として受け入れている。 | (有)別海町鶴曲研修牧場（別海町、JA道東あさひ、JA中春別、JA計根別） |
| 2 受入要件・研修内容（就農前）等 | ○設立目的は、農地の激動化の促進及び資産構成の受け皿となり、担い手育成、教育と生産基礎の維持を図り、最終的に新規就農者が自立経営への転換を進める。 ○研修期間は2～3年間で、（有）だいちでの研修後新規参入。 ○研修内容は地域の営農特性を踏まえた生産技術、経営技術の習得。 ○雇用期間中は最初から職場マッチングとして飼養管理全般を担わされ、最終的に職場を継承する方式は、参入希望者が（有）だいちを選択する動機に繋がっている。 | ○募集内容（研修期間：原則3年間） ・健康で家族とともに酪農を志し35歳位までの要請者 ・研修終了後、町内で就農あるいは酪農関連業務に從事する者 ○研修内容 ・酪農基礎知識、技術習得と農家研修等を含む就農準備 ・専門知識・応用力の習得並びに自立可能な経営能力の養成 ○研修待遇 ・就農研修生は、（有）別海町鶴曲研修牧場の臨時職員 ・1人月額1.8万円支給、社会保険等は健康保険・厚生年金・労働保険等完備 ・住宅（2LDKを月額2,500円で賃貸） ・研修時間（4時30分～18時30分（実働8時間）で、休日4週4休） |
| 3 就農時の支援 | ○津別町の新規就農者支援として、就農した4戸は就農時に500～1000万円の補助金が支給された（農場取得に新規就農者は4000万円～5000万円の資金調達が必要）。 ○津別町農業新規参入者誘致条例は、①固定資本税相当額の3年間助成、②賃料が発生した場合その1/4を3年間助成、③利潤が2%を超える限度資金の利子助成5年間等の内容。JAも低利融資など自治体と一緒に支策を進めている。 ○離農農場の環境整備にJA役員、JA職員が当選し半導改築、老朽化施設の解体、敷地整備等にあたり、新規就農者の負担を軽減。 ○就農計画作成にあたり町、JA、普及センターが連携して支援。 | ○就農奨励金等の支給： ・新規就農者対策事業（別海町の助成金3,000千円） ・世帯支援一時金 (各JAの助成金3,000～4,000千円) ○農業施設機械購入等への助成：公社官農場リース事業等 ○農地の取得：農地保有合理化事業 |
| 4 就農後の支援 | ○津別町は乳質を重視した草葉型酪農が普及しており地域酪農の特性を十分理解させる事で新規参入者が安定的に経営を続けていくような運営体制へ説明する。 ○（有）だいちの設立により、農地保全と激動化、農業組生産額の維持拡大、地域集落が活性化されるなど効果がありJA役員が一体となった地域販路を推進している。 | ○研修支援：各JAが主催する学習会への参加 ○北海道根室振興局独自事業：就農トレーナー制度 ・3年以下の新規参入者が抱える農村生産面の問題解決に対して、先輩酪農家がマンツーマンでトレーナーとなり相談・助言をする制度 |
| 5 地域機関等の支援体制 | ○（有）だいちでは、取締役、JA担当課長、普及センター、従業員代表、危機回避課職員が会議を定期的に開催し、營農計画、収益計画、技術検討会議、作業効率化の検討などを行っている。 ○（有）だいちに対する支援 役員（JA理事）サポート組織：労働力の提供、債務清償等 地域（地域農業者）サポート組織：堆肥処理、肥料交換等 團体機関・団体（町、JA、農業委員会、普及センター、共済組合等）：事業連携、情報交換等 | ○支援体制：別海地域組合平育成連合支援協議会（組織構成：別海町、農業委員会、各JA、普及センター） 新規就農者等の支援について各機関で連携 |
| 6 新規参入者等のネットワークづくり支援 | ○当初、町、JA、普及センター等で「だいち塾」として生産技術等を学ぶ研修会を開催。現在はJA青年部研修会で技術、経営等の情報交換を行うよう呼びかけており、今後横つながりを持てないか懇意中。 | ○根室管内農業士会が主催し、5年以下の新規参入者、指導農業士、農業士、農業機関による根室管内新規参入者交流会を開催 |
| 7 新規参入者数と育成の課題等 | ○就農後、経理や技術習得面でもっと指導を受けたかったとの声もあり、農業者の要望に対応できる体制づくりも課題。 ○津別町では基幹的経営形態となる耕作部門の法人設立を支援するため、町、農協、普及センター、農業委員会、共済組合で農業生産法人サポートチームを組織し、地域の実情に合わせた新たな担い手の創出に活路を見いだそうとしている。 | ○管内は離島への新規参入希望者の受け皿体制は整備されているが、近年、離島への新規参入希望者は減少傾向にある。 ○今後、魅力ある北海道農業のイメージをPRするなど、新規参入希望者の確保対策も必要。 |
| 新規参入者数 | 5 | 76(38組) |

| 01 北海道 平取町 | 06 山形県 |
|---|--|
| <p>○平取町内地区に新規参入者受入組織「ふれないうち農業受入協議会（ホオフロンティア）」を平成22年に設立。</p> <p>○研修施設（実践農場2ヵ所）</p> <p>○新規参入者就農促進対策事業</p> <p>○新規就農者用リース農場整備事業（H23～）</p> | <p>公益財団法人やまがた農業支援センター</p> <p>①独立就農者育成研修事業</p> <p>②新規就農者サポート事業</p> <p>③新規就農者交流活動支援</p> |
| <p>○募集人員：2戸</p> <p>○募集時期：締切10月下旬（選考：11月） 派遣者は平取町担当手対策協議会が実施。（関係機関、指導農家等）で組織。</p> <p>○研修期間：1年6ヶ月（2年目秋に脱農）</p> <p>○研修内容：1年目：農家研修 2年目：実践農場で栽培研修</p> <p>○研修作物：庭園栽培（トマト・きゅうり・メロン・ほうれんそう・切花）</p> <p>○家賃助成：家賃の1/2助成（上限月額15,000円）、農業研修期間のみ対象（体験実習期間は含まない）</p> <p>○その他：賃貸住宅の斡旋（研修期間のみ）</p> | <p>①独立就農者育成研修事業</p> <p>農業法人・先進農家等が就農希望者を雇用して、OJT研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集人員：20人 ・募集時期：4月、8月 ・研修期間：1年間 ・研修内容：農業法人等におけるOJTと事業実施主体によるOJT ・研修作物名：研修生の意向（H23実績：野菜38%、果樹24%、仙38%） ・ファームサワー等の支給：農業法人等の就業条件による（時給換算700～1,000円程度） |
| <p>○就農支援（期間：就農後2年以内）</p> <p>新規就農時の農業施設、農業機械、農地等の取得費に対し事業費の1/2以内助成。（補助金額上限500万円以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業施設（耐震材・工事費、リース事業のリース料含む）、農業機械は中古も含む。 ・農地賃借料は含まない。 <p>○特別研修助成</p> <p>北海道農業大学校等が開催する農業機械研修、及び経営研修の受講費用（全額）を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講費用に含むもの：受講料、教材費、宿泊食事代 ・受講費用に含まないもの：旅費（交通費） <p>○その他の就農支援</p> <p>各関係機関が連携し役割分担に応じて支援活動を実施。</p> | <p>○上記研修期間中に、受入経営者から農地等の斡旋も含めて支援を依頼</p> |
| <p>○就農後は「平取町野菜生産振興会トマト・胡瓜部会」に加入し、各種研修会や情報交換等による技術向上と地域農業者としての定位を図る。</p> <p>○部会内で部会員が相互に後輩就農者を支援する動きを作り、地域農業者同士の繋がりを大切にしている。</p> <p>○各関係機関がそれぞれの役割分担の中で、連携を取って支援にあたっている。</p> | <p>②新規就農者サポート事業</p> <p>新規参入者の営農費用の一助を助成するとともに、日常に営農活動のアドバイスを行う支援アドバイザーを設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成額：新規参入者年額3.6万円（5年間） ・定着支援アドバイザー1年目10万円、2年目5万円 ・対象者：非農家出身の認定就農者 |
| <p>○「平取町農業振興対策協議会」（町・農協等の関係機関連絡組織）の専門機関として、平成元年に「平取町農業経営センター」を設立。平成10年より新規参入希望者の受け入れを実施。</p> <p>○町、農協、普及センター等の役割分担や育成に向けた連携及び支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間は農家研修、実践農場、住宅確保等町が主体的にサポート ・新規就農後はリースハウス、融資、営農計画等農協が主体的にサポート | <p>○経営体育成支援事業や就農施設等資金等の就農支援施策を受けるためには、認定就農者の認定を受ける必要があり、関係機関が連携して支援する体制となっている。</p> |
| <p>○町全体としてのネットワークは組織されていない。</p> <p>○集落での新規参入者を含めたネットワークが組織されている地域もあり、情報提供などの支援を行っている。</p> <p>※組織化されていないが、町全体の新規参入者が集まり歓迎会などを開催している。</p> | <p>③新規就農者交流活動支援</p> <p>○「ニューファーマーフォーラム」を開催。</p> <p>○新規参入者が自ら設立した「新農業人ネットワーク山形」が組織されており、新規参入者同士の情報交換や交流事業が行われている。</p> |
| <p>○研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修期間の住宅確保や引越等による研修生の負担 ・研修受入農家が少ない <p>○就農時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農時の登録資金不足や施設等への初期投資負担が大きい ・就農地の確保 | <p>○新規参入者32名を対象に公益財団法人やまがた農業支援センターが調査したところ、就農に際し苦労した点については、「資金の確保」と「農地確保」に苦労した回答者が多い。</p> <p>○新規参入者は技術が未熟で経営基盤が脆弱なため、生活費をまかなえる農業所得を得るまで時間がかかる場合が多い。公益財団法人やまがた農業支援センターの調査では約7割が農業所得だけで家計をまかなければないと回答。</p> |

| 都道府県名 市町村名 | 08 茨城県 | 09 栃木県 |
|----------------------|---|--|
| 1 研修施設や受入事業等の名称 | 公益財團法人 茨城県農業振興公社 ニューファーマー育成研修助成事業 | はが野農業協同組合 「JAはが野 新規就農会」 |
| 2 受入要件・研修内容(就農前)等 | ○県内への就農希望者年(45歳以下)が対象で、技術習得のため農業者等のもとで行う長期(1ヵ年以上)の研修支援。 ○農林振興公社の「新規就農希望者受入組織」の指定を受けた農業者又は農業組織が、研修生受け入れに必要な経費に対してその一部を助成。 | ○募集人員 10名程度 ○研修期間 毎年4月から翌年3月(暮報は毎年2月末まで) ○受入要件 ・JAはが野管内において就農・農業経営の開始を目指し以下の条件を満たす者。 ・年齢18歳~62歳で研修終了後に、JA管内で就農し務農を開拓すること ・生産部会員となる意図があること ○研修内容 ・JA管内の農業者のもとで1年間研修を行い、経営に必要な技術・知識を習得する。(研修作物いちご等) ・研修手当7万円(うち2万円を受入農家に研修費として支払う) |
| 3 就農時の支援 | ○普及センターが、就農希望者の就農計画作成と研修を受け入れる農業者等の相談を支援 ○施設整備等に必要な耐久資金利用の相談と借受け申請を支援 ○就農にともなう転居等には就農補助資金で対応 ○研修受入先によっては農業機械等の貸与(リース)あり | ○認定就農計画作成支援(県:茨城農業振興事務所) ○既地・施設整備の情報提供(JA、市町等) ○住居斡旋(JA等) ○資金相談及び貸付支援(JA) |
| 4 就農後の支援 | ○組織への加入、履歴の確保、定期的な勉強会など研修後のフォローは研修先によってまちまちである。 ○普及センターが主催する集合研修への勧誘と栽培技術と経営管理については個別巡回による支援を行っている。 | ○組合員および生産新会への加入促進 ○ACSH(営農指導員)の巡回指導 |
| 5 関係機関等の支援体制 | ○市町村やJA独自の助成制度は少なく、支援内容としては研修費を助成することが多い。 | ○JAはが野新規就農塾推進協議会により、上記の役割分担で就農支援を実施(構成機関団体:JAはが野、市町、農業公社、農業振興事務所、生産部会)。 |
| 6 新規参入者等のネットワークづくり支援 | ○普及センターでは、集合研修を通じたネットワーク形成のきっかけづくりと農村育少年クラブへの加入を働きかけている。 | 特になし |
| 7 新規参入者数と育成の課題等 | ○相談者の多くは就農に対する考えが模倣する一方、就農希望地や農法へのこだわりが強い場合もあり、就農計画作成や技術習得のための研修に迷めないことが多い。 ○研修による技術習得ができる一方で、農地が見つからず就農を断念するケースもある。また、就農しても技術が未熟で生産が安定しない事例や販売が思うようにできず、経営が悪化する場合が多い。 | ○優良農地や住居の取得 |
| 新規参入者数 | 198 | 3 |

| 12 千葉県 | 13 東京都 |
|---|---|
| — | — |
| (1) 農業大学校（ちば新農業人サポート事業等） (2) 担い手支援課（産地で育てる担い手確保育成モデル事業） (3) 生産販売実践課（「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業）（園芸生産利用拡大支援事業） (4) 各農業事務所（経営体育成事業）（ちば新農業人サポート事業） | ○農地と担い手総合支援事業 農地と担い手マッチング推進事業 農地リフレッシュ再生事業 ○農業後継者育成対策事業 フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー |
| (1) 農業大学校（ちば新農業人サポート事業） 農業塾、就農準備講座、農業者養成研修があり、この順で研修をステップアップしている。 (ア) 農業塾（グループに分かれて実習と視察、講義・講演） 要件 県内で農業を始めたい又は農業法人への就職を考えている者 (イ) 就農準備講座（基礎的農業知識習得と農作業体験） 要件 県内で農業に取り組もうとしている者 (ウ) 農業者養成研修（講義、農場実習、プロジェクト実習、視察研修） 要件 県内で新たに就農を考えている、既に就農している者 研修作物名 県内で主に栽培されている野菜、花き | ○就農前研修のメニューはなし |
| (2) 担い手支援課（産地で育てる担い手確保育成モデル事業） 市町村担い手育成支援協議会が作成した計画に基づき、産地を形成する生産組織等が担い手を確保・育成する取組に対して補助。 支援内容 ①市町村担い手育成支援協議会の計画策定のための会議費について助成（定額1地区 100千円）。 ②当該計画に位置付けられた産地組織が行う、担い手確保育成に関する取組に係る経費を補助（1/2）。 <就農塾から就農後> (3) 生産販売実践課（対象：認定就農者） (ア) 「輝け！ちばの園芸」産地整備支援事業（県） (イ) 園芸生産利用拡大支援事業（県） | ○農地と担い手マッチング推進事業 遊休農地の情報を多様な担い手（新規参入者含む）へ提供し、農地換地を行なう。 ○農地リフレッシュ再生事業 遊休農地を再生し生産再開できるようにした取組に対し、再生費用の一部助成を行う。 |
| (4) 千葉県各農業事務所 (ア) 経営体育成事業（県） 農業経営体育成セミナー（3年間） 対象者 新規に就農した者でおおむね35歳までの青年農業者 内 容 農業・経営に必要な知識・技術習得とネットワーク構築。 (イ) スキルアップ研修 経営体育成セミナー（2年間） 対象者 上記研修後3年経過の當農能力を有する青年農業者 内 容 課題解決に向けた知識・技術習得及び経営感覚の向上。 (ウ) ちば新農業人サポート事業（県） 受入要件 定年就農者等 内 容 経営モデルを提案する講座 | ○フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー 新規就農者やUターン農業者等の後継者に対し、農業技術や経営管理等を研修するセミナーへ新規参入者の受講を勧める。 |
| ○新規参入者から新規参入者のネットワーク形成の要望が出てきており、県内でも佐倉市等での支援が始まった。 | ○特になし |
| | ○新規参入に対しこれまで一連の取組により支援する体制がとられておらず課題であった。 ○新規参入支援に関して東京都段階における実働可能な体制整備を図るために、上記の東京都担い手育成総合支援協議会幹事会内において担当者レベルの支援会議の設置を検討している。 |
| 276 | 10 |

| 都道府県名 市町村名 | 14 神奈川県 | 17 静岡県 |
|--------------------|--|--|
| 研修施設や受入事業者の名称 | 受入事業：新規就農者育成事業「新規就農者育成研修先進農家研修コース」 研修施設：農業技術センターかながわ農業アカデミー ※先進農家研修コース→自家が農家でない方を対象とし、先進農家研修を通じて最短1年で農業への就農参入を目指すコース | 静岡県農業振興公社（県から委託） がんばる新農業人支援事業（県単） |
| 受入要件・研修内容（就農前）等 | ○受入要件 ①対象者：神奈川県内で農業への就農参入を目指す人で、8月～2月の間に週3日以上の農家研修に参加可能な人 ③募農人員：10名程度 ④募農時期：1月下旬～2月上旬 ⑤研修期間：1年 ⑥研修内容： ・農業に関する基礎的講義及び野菜栽培に関する農作業実習 ・先進農家における実践的研修（野菜・果樹・花から選択） | ○事業概要 ・募集人員：25名（研修期間：1年間） ・募集時期：4月～8月（1次）、10月～11月（2次） ・研修内容：先進的な農業経営者のもとで、農業技術や経営ノウハウ等を習得するため実践的研修の実施支援。 ・研修作物名：イチゴ、ミニトマト、トマト、他 ・地城受入連絡会への助成：50万円／人 ・研修生への手当：概ね10万円／人 ○研修生の応募要件 ・非農家出身者または第2種兼業農家出身者で既ね40歳以下 ・研修した地域に自立就農できる者 |
| 就農時の支援 | ○認定就農計画作成支援、農地、施設等の確保に関する相談、各種資金貸付（農業技術センターかながわ農業アカデミーが担当） | ○農業技術や経営ノウハウ修得のための実践研修の実施 ○就農計画策定や就農施設等資金、面倒助金の活用支援 ○農地の斡旋 |
| 就農後の支援 | ○農業基礎セミナー（個別指導・集合研修）の開催、生産部会等関連組織加入促進、栽培技術習得支援、経営管理技術習得支援、流通・販売に関する支援、各種研修会等の情報提供（農業技術センターの普及部門が担当） | ○栽培技術指導・巡回（研修受入農家、農協生産部会、農林事務所） ○経営管理に関するセミナー等開催（農協、農林事務所） |
| 関係機関等の支援体制 | ○市町村組合育成支援協議会：有 ○構成：市町村、農業協同組合、農業委員会等（構成は地域により異なる） | ○地域受入連絡会を設立し、研修受入農家、農協、市町、県等が一体となって新規就農者を支援 |
| 新規参入者等のネットワークづくり支援 | ○特になし | ○研修受入地域の農協生産部会での情報収集・意見交換 |
| 新規参入者数と育成の課題等 | ○参入相談者には多種多様なニーズがあり相談や知識も異なるため、相談の受け手には広範な知識、経験が必要（経営として成立つ規模での就農を望まない場合や有機農業志向等の理念先行で経営的に無理な計画の場合の相談へも対応）。 ○就農後のサポートに、後継者よりきめ細かい対応が必要で、大きな労力が必要とされる。 | ○研修受入地域・品目の拡大を図るとともに、新規就農希望者に対する当該事業のPRを強化し、より多くの研修者の確保に取り組む必要がある。 |
| 新規参入者数 | 85 | 41 |

| 18 新潟県 — 新規就農者雇用定着支援事業 | 18 新潟県 津南町 (財) 津南町農業公社 新規就農者促進事業 |
|---|--|
| <p>○就農前研修のメニューはない</p> | <p>40歳以下で津南町に定住し、就農したい人。(※畑作に限る)</p> <p>○農業研修制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修先 (財) 津南町農業公社又は先進的畑作農業者(研修者1名につき、2~3名程度の農家) ・研修期間 3年以内 (4月頃より11月頃まで) ・研修期間中は月額5万円の助成金を貸付 ・研修内容 研修は場で自分で栽培しながら実地研修。野菜等の栽培農家及び農業公社で実地研修。 ・研修期間中は、農業公社の農業機械を貸付 ・住居等 有効施設及び空き家等を農業公社が斡旋。 |
| <p>○受入要件 U.I.T.ターンにより就農を目指す者や法人等に就農した者</p> <p>○研修内容 農業知識や技術習得、仲間づくりを就農牛両面に支援</p> <p>○研修期間 3年</p> <p>就農1年目 (技術実習) <ul style="list-style-type: none"> ・農業機械操作研修 (農業大学校でトラクター等の操作習得) ・営農技術研修 (営農技術向上を目的に視察を実施) ・ニュー農業塾研修 (普及センターで新規就農者等に実施) 就農2年目 (仲間づくり) <ul style="list-style-type: none"> ・フォローアップ交流セミナー (農業大学校で実施) ・新規就農者交流会 (普及センターで実施) </p> | <p>○農地のあっせん制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修後公社が農地(畠地)を取得または借地あっせん。 <p>○農業機械の設備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就農時に機械購入助成制度あり |
| <p>○実践的機械操作技術研修 (現地は場で実践的操怍技術習得)</p> <p>○新規就農者課題解決支援 (新規就農者を定期的に巡回し、課題解決に向けた支援を実施)</p> <p>就農3年目</p> <p>○企画販売向上研修 (経営多面に向け企画力や販売力のスキルアップを目指す)</p> | <p>○農業公社が中心となり、農協、農業普及指導センター等が農業経営指導、栽培技術指導を実施。</p> |
| <p>○地域では担い手対策協議会を関係団体 (市町村・JA・農業者組合・農業共済組合等) を設置し、それぞれの情報の共有を行い、新規就農者への支援を行っている。</p> | <p>○公社事務を町が行っており、新規参入希望者の情報が一元化されている。</p> <p>○具体的な窓口があると町からJA・県へ情報提供があり、研修から就農まで町が主体的に実施している。</p> |
| <p>○地域単位の交流会や全国で行うフォローアップ交流セミナーを通して仲間づくりを進めている。</p> <p>○一部地域で法人雇用者を中心としたネットワークグループが設立された。</p> | <p>○新規参入者が研修中にお世話をになった地域指導者らをつながりとしたゆるやかなグループがあり、労働力共有や情報交換を行う場となっている。</p> |
| <p>○新規参入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体が一体となった参入後のサポート体制の構築 <p>○法人雇用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業技術の早期習得と定着化 | <p>○地域柄、畑作での新規参入となる。</p> <p>○普及職員が減少し産地育成支援活動が中心となる中、新規参入者の扱い将来像は様々であるが、直売を目標とするケースがほとんどの新規参入者への関わりが薄くなる傾向にある。</p> |

| 都道府県名 | 19 富山県 | 20 石川県 |
|----------------------|---|---|
| 市町村名 | — | — |
| 研修割合や受入事業等の名称 | <p>富山県農林水産公社、市町村又は地場組い手育成組合支援協議会 <就農希望者を対象とした研修> ・志向経営別先進農家研修（総合学園等開催事業） ・中期体験研修（とやま農業未来発事業） ・長期実践研修（とやま農業未来発事業） <新規参入者（研修先）> 先進農家等、富山県農業総合研修所（県農協中央会運営）</p> | <p>(財) いしかわ農業人材振興 いしかわ耕稼塾 (県事業名：いしかわ耕稼塾運営事業、農業人材マッチング推進事業)</p> |
| 2 受入要件・研修内容(就農前)等 | <p>○志向経営別先進農家研修 対象：高校2、3年生（定員：20名） 研修期間：体験研修7月から10月上旬（9泊10日）、集合研修10月下旬（1泊2日） ○中期体験研修 対象：社会人、専門学校、大学生等就農希望者（定員：25名） 研修期間：延べ5ヶ月以上3ヶ月以内 ○長期実践研修 対象：認定就農者 定員：1年間×4名、6ヶ月間×2名 研修期間：青年（15歳以上39歳まで）1年以上 4年以内、中高年（40歳以上54歳まで）6ヶ月以上2年以内</p> | <p>研修生募集期間 11月1日～12月3日 「予科」…農業未経験で将来は農業を継続したいと考えている者に、職業に就いたまま週1回の園芸実習で、植付から収穫までの一連の農作業を実習する。（定員：40名、部門：野菜） 「本科」…県内で就農を考える希望者が必要な技術や知識を基礎から学ぶコースで、週1回の講義と毎日の作物管理を行う。（定員：18名、部門：野菜・花き・果樹・水稲・畜産） 「専科」…自立起業による就農を明確に意識した新規就農希望者等が、就農に必要な技術や知識を習得するコースで、塾のハウスを借り受け、模擬経営を行う。（定員：8名、部門：野菜）</p> |
| 3 就農時の支援 | <p>○就農研修支援事業 認定就農者が就農支援資金を借り長期実践研修を行い県内に就農した場合、就農支援資金の一部を償還助成する。 「対象経費」就農支援資金（就農研修資金）の償還金及び経営実践経費に要する経費 「対象借入」青年：全研修期間のうち1年間以上2年以内の研修にかかる借入、中高年：6ヶ月間以上2年以内の研修にかかる借入 ○新規組い手育成拡大支援事業 認定就農者の新規就農開始にあたり農業機械・施設等の整備支援。 「標準事務費」 非施設型：15,000千円、施設型：20,000千円 「補助率」県3分の1以内、市町村6分の1以上 ○就農調査金の支給（就農時1回のみ、3万円）</p> | <p>○人材機構のコーディネーターが就農希望者の就農地等作付品目等の希望を詳しく聞き取り、これに適う受け入れ地域、農地との構造等、資金等の調達の相談に乗るなどのきめ細かなマッチング支援を行っている。 ○県独自の制度としていしかわ耕稼塾本科、専科の研修生に、1年間安定した研修を受けるための環境整備費用を、就農支援資金に上乗せして貸付ける就農者育成資金（ソフト資金）も併せて準備。 ○農地取得は県が日本政策金融公庫「経営育成化資金」の利子補給を実施。</p> |
| 4 就農後の支援 | <p>○農業ニューリーダー育成事業 ・アグリカレッジコース…新規就農者等を対象（県農業技術課） ・地域リーダー育成コース…個別経営体の後継者等を対象（県農業振興センター） ○とやま農業スクール支援事業（とやま農業スクール運営会） ・関係機関の実施する各種研修を体系的に整理し、情報提供とニーズに応じた研修を企画・実施。 ・県内外で実施される研修等参加に必要な経費を助成。 ○農業機械駆駆（県農林水産公社） -農業機械に関する知識、技術研修</p> | <p>○「いしかわ耕稼塾」では就農後の農業者に対して段階に応じた各種の研修コースを開講。 ○「実践科」は雇用就農者を対象に雇用先での実習と週1回の講義を実施。 ○「経営革新スキルアップコース」は専門家を講師とし経営戦略やマーケティングの講義・実習。 ○「農業工具連携研修」「6次産業化研修」は流通販売の現状や契約取引の知識、ノウハウを習得するための講義・実習。</p> |
| 5 関係機関等の支援体制 | <p>富山県（農業経営課）…新規組い手対策の総合調整 県新規就農相談センター…新規組い手対策の総合推進 地域組い手育成組合支援協議会…地域における新規組い手育成保育会</p> | <p>○人材機構にワンストップの総合相談窓口を設置し、就農相談をはじめとする農業に関するあらゆる相談に応える体制を整備。 ○県は就農5年間までの就農者を対象にフォローアップシートを作成し、普及指導員や人材機構のコーディネーター、チーフターが定期的に巡回し、マンツーマン指導体制のもと、きめ細やかな指導を実施。</p> |
| 6 新規参入者等のネットワークづくり支援 | <p>○県内各地に青年農業者組織（全7組織）があり、地域階層での青年農業者同士のネットワークをつくり活動している。 ○県段階の組織として富山県青年農業者協議会があり、全県的な研修会などを開催している。 ○各青年農業者組織に農林水産公社が活動賃費を支援。</p> | <p>○石川県の農業を担う若手農業者が集まって結成した自主的なグループ「石川県農業青年グループ連絡協議会」（会員：115名）に対して運営支援をはじめ、農業種や経営者等の交流に関する全面支援などを実施している。</p> |
| 7 新規参入者数と育成の課題等 | <p>○法人就農者は就農前の研修が十分でないことから自己の技術力について不安等を抱いている。 ○悩み等を職場内で相談できる相手がおらず、一人で悩みを抱えている場合もある。 対策として、 -就農後研修など技術習得の支援（研修情報の提供含む） -新規参入者が相互に交流できるネットワークづくり（青年農業者組織活動への講導など）</p> | <p>○経営を安定させたために地域の土壤や天候などに適した栽培技術や財務、販売、劳務等の経営管理手法の習得、農地取得や機械・施設を購入する資金確保が必要。 ○県外から参入する場合、農村社会の一員として農業用水や農道など共同財産の管理のルールを守り、農村の習慣に溶け込み、伝統行事に参加・協力するなどの協調性が求められる。 ○これらの課題を解決し経営が安定するまでには5年程度を、それまでは継続的なフォローアップが必要。</p> |
| 新規参入者数 | 104 | 70 |

| 21. 福井県 | 23. 愛知県 |
|--|---|
| <p>新農業人サポート事業 新農業人育成確保促進事業 地域で育てる新農業人支援事業 (3つの事業で、下記の内容について総合的に支援している)</p> | <p>愛知県、愛知県内市町村 ニューファーマーズ研修（県農業大学校） その他、県農業改良普及課では研修農家等の紹介、市町村では技術修得を目的とした農業塾等を開催。</p> |
| <p>○先進農家の元での実習（募集時期は随時） 短期研修…5日間の農業体験（経費、宿泊費無料） 長期研修…里親農家の元で6ヶ月～1年間の研修（経費無料、家賃補助有・終了後も1～2年間、研修延長できる制度あり） ※里親農家制度は就農希望者を受け入れて教育、指導等を行う農家を整備する制度で、平成23年10月末現在で80名が整備されている。 ○スクーリング形式の研修 ふくいアグリスクール入門コース…日曜日に月1～2回実施する圃面の基礎研修（募集は4月、定員は20名で参加費1万円） ふくいアグリスクール実践コース…一つの園芸品目を種苗～販売まで実践的に研修（経費は月1万4千円、研修中の家賃補助有）</p> | <p>ニューファーマーズ研修： 対象者：愛知県内で農業経営を目指す者。 募集人員：20名。 募集時期：前年度3月頃。 研修期間：約10ヶ月。 研修内容：農大での講義および実地での実習。 研修作物名：花き、作庭、果樹、野菜部門の4コース 市町村における農業塾（一宮市、豊久平町などの愛知県内の複数市町村で実施）：市町村内在住の者、市町村内に就農予定の者を対象とする事例が多い。研修期間は概ね1～2年程度。</p> |
| <p>認定就農者が対象の補助制度 ○研修奨励金の支給 非農家…月15万円／初年、月10万円／2年目、月5万円／3年目 就農農家…月15万円／初年、専業農家…月5万円／初年 ○小農具等の整備（経営開始3年以内の非農家出身者対象） 小農具等整備にかかる経費を県、市町あわせて最大1/2助成（事業費100万円まで） ○家賃補助 地域外出身者の家賃を最大3年間、県と市町あわせて1/2助成（家賃上限53,000円／月） ○農業機械、施設等のリース助成 リース機械等の導入に、県と市町あわせて最大2/3まで助成</p> | <p>県農業改良普及課において就農計画作成支援、就農支援資金等の資金供給などを行う他、市町村によって独自支援が存在。 ○農業研修機関で研修を終えた者が就農する際に奨励金を支給（碧南市）。 ○市主催の2年間の研修を終えた者に農地を斡旋（豊田市）。</p> |
| <p>○新農業塾の開催（普及指導員等による栽培技術習得支援や研修会の開催など）</p> | <p>○普及指導員等による個別指導や研修会（新規就農セミナー等の集合講座）の開催を通じて、各農作物の収量を始め栽培技術および経営管理知識の習得等を支援する。 ○県内の条件不利地域に就農した者を対象として、県および市町村が就農施設等資金を除く就農支援資金の償還助成を行っている。（市町村が約定償還額の2/3以内に相当する額に対して償還金助成を行う場合、県が助成金の1/2を負担する。）</p> |
| <p>○就農支援関係機関が集まり、情報の共有、課題を整理する就農支援企画会議を開催</p> | <p>○市町村、農業改良普及課等の関係機関が就農相談に対応し、必要に応じて連携や情報共有を行う。 ○一部地域では市町村、農協、農業改良普及課等を構成とする協議会が就農相談対応や就農支援事業を実施し、地域内の関係者が連携して就農支援にあたる。 役割分担内容： 普及課：就農相談、就農計画作成支援、就農支援資金相談等 市町村：就農相談、農地や住居の斡旋、地域環境の紹介等 農協：就農相談、生産部会紹介、就農支援資金（就農施設等資金）相談等</p> |
| <p>○就農希望者や新規参入者の不安を取り除くため青年農業者による相談活動や情報交換会を実施</p> | <p>○農業塾の卒業生によるネットワーク化が一部でなされているが、具体的な支援は実施していない。</p> |
| <p>○研修中の収入がない。 ○就農にあたり農地情報等が十分でなく、農地確保が課題。 ○就農時の自己資金が少なく、設備投資の資金繰りが課題。 ○就農後の研修体系が十分でない。 ○販路開拓と地域からの信頼確保に苦慮する場合がある。 ○地域のサポート体制が十分確立されていない。</p> | <p>○関係機関の連携や情報共有が十分でない地域も多く、今後支援体制の整備が必要。 ○新規参入者は農業知識や技術が不足している者が多く、技術修得の場や販路の確保等が必要。 ○農地確保、特に栽培作物の適地確保が難しく、農地情報の整理や農地斡旋等の支援体制整備が必要。 ○中山間地の新規参入では、住居移転を伴うことが多く住居確保が難しい。</p> |

| 都道府県名 | 24 三重県 | 26 京都府 |
|------------------------------|---|--|
| 市町村名 | — | — |
| 1 研修施設や 受入事業等の 名称 | <p>三重県農業大学校短期研修</p> <p>四日市市・熊野市・御浜町、明和町が就農時の機械・施設等への補助や農機具等の無償貸出。</p> <p>四日市市・名張市・JA鳥羽志摩・JAいがはくぶが栽培技術習得のための農業塾を実施。</p> | <p>問い合わせ窓口農業整備支援事務 京都府、京都府内市町村、(社)京都府農業総合支援セ ンター</p> |
| 2 受入要件 ・研修内容 (就農前) 等 | <p>○農業大学校農業短期研修 ・「野菜」「花き」「柑橘・柿」「茶」の4コース。研修回数は5~10回 ・研修内容:栽培管理の基礎(茶は加工含む) ・募集人員:10~20名。受講対象:新規就農者・認定就農者等</p> <p>○農業塾 ・四日市市・名張市・JA伊勢・JA鳥羽志摩・JAいがはくぶ等が、新規就農者等を対象に野菜等栽培技術習得を目的とした研修会を実施。</p> <p>○新規就農者研修費補助 ・研修開始から6ヶ月間の研修費補助(熊野市)</p> <p>○その他 ・就農を志す者を研修生として受け入れる農家(指導者)に対する助成(四日市市、津市、(財)三重県農林水産支援センター)</p> | <p>○新規参入を受け入れる候補地を希望者に紹介し、候補地で研修を行いながら農地確保と地域の就農支援体制を築く。</p> <p>○府内10か所の研修農場を設置予定で、期間は最大2年。研修内容及び作物は地元特産品を中心に相談し決定する。 (研修前)</p> <p>参入希望者の就農相談 受け入れ候補地の掘り起こし 就農計画作成支援 就農先の紹介 住宅の確保・あっせん 研修用農地の確保 (研修中)</p> <p>技術指導者による指導 問い合わせ窓口後見人(生活面の助言者)の設置 簡易な周辺整備の実施 研修用農業機械の貯蔵 研修用設備整備(就農後も使用する)</p> |
| 3 就農時の支援 | <p>○就農計画策定支援 ・地域普及センターを中心にJAや市町と協力して、就農計画策定支援や資金相談を行う。</p> <p>○就農時の初期投資軽減 ・就農支援資金借入者に対する一部助成(御浜町) ・機械・施設等の整備費の一時助成(四日市市・熊野市・御浜町) ・農機具等の無償貸出(明和町)</p> <p>○住宅の支援 ・Uターン専用住宅賃貸、家賃の一部補助(熊野市)</p> | <p>○就農施設等資金の貸付 ○農林水産省経営育成支援事業の導入支援 ○生産部会等関連組織の紹介</p> |
| 4 就農後の支援 | <p>○普及指導員等による個別相談・技術支援 ・就農5年以内の新規就農者が対象(一部地域では市町・JA等関係機関と協議検討)。</p> <p>○農業大学校リカレント研修 ・減化学農業水耕栽培技術、トラクター保守点検や運転操作等</p> <p>○就農者自立支援事業 ・研修費補助終了後18ヶ月まで扶助支援、償還免除(熊野市) ・初期の農業経営支援金支給、加算金あり(御浜町)</p> <p>○その他の支援事業 ・2年間(研修期間と通算)の家賃一部補助(熊野市)</p> | <p>○就農計画造成に向けた栽培指導、経営相談 ○京都府就農研修資金借入金助成事業の適用</p> |
| 5 関係機関等の 支援体制 | <p>○県域の就農相談 ・(財)三重県農林水産支援センターが窓口となり、中央普及センター・農業委員会との連携のもと、農地確保や資金相談を含めた就農計画の策定支援を実施。</p> <p>・一部地域では指導農業士や関係機関が「新規就農(参入)者激励会」等を実施したり、経営検討会を行うなど、地域をあげた応援態勢を組んでいる。</p> | <p>○府内のほとんどの市町村で問い合わせ窓口農業総合支援協議会が設立され、この協議会の中で個別の新規就農者の動向について情報が共有されている。</p> |
| 6 新規参入者等 のネットワー クづくり支援 | <p>○農村青少年クラブでの活動 ・農業後継者ほか新規参入者や農業法人従業員(独立希望者等)を含め、青少年クラブ活動に講師し相互研鑽や親睦交流を行う。</p> <p>・新規就農(参入)者のみの県域ネットワークづくりの具体的な支援は行っていない。</p> | <p>○就農後は新規参入者間のネットワークを促進する活 動はほとんどない。</p> <p>○地域における新しい農業者として、青年クラブやJAの 青壮年部に加入し交流を深めることを支援。</p> |
| 7 新規参入者数 と育成の 課題等 | <p>○新規参入者の中には、農業技術や販路、農村の暮らしにかかる知識や情報が不足していたり、ゆとりある暮らし等のイメージから農業を志す人もあり、特に県外からの新規参入では、営農地に近い住居確保が難しい等の課題が多い。</p> <p>○リアルタイムの農地情報整理、栽培作目の適地判断等、参入者の要望に応じた支援が難しい。</p> <p>○生産技術指導や暮らしのサポート等を含めた就農地域での支援人材確保、体系的な研修及び支援体制の構築が必要。</p> | <p>○新規参入当初の預貯金額が少なく、計算どおり進まない場合経営難に陥りやすい。</p> <p>○初期投資が多い品目には取り組みにくい。</p> <p>○土地利用権作物經營農家の中に、世襲をあきらめ第三者譲りとして就農希望者を受け入れる事例が発生しつつある。</p> <p>○新規就農の前段階として農業法人に就職する者が多いため、法人雇用は約半数で就農希望者が望む道路が拡大しない。</p> <p>○自治体の支援制度を適度に期待する就農希望者が増加。</p> |
| 新規参入者数 | 63 | 122 |

| 27 大阪府 | 28 兵庫県 |
|--|--|
| 都市農業参入サポート事業（大阪府都市農業参入促進指針により推進） 担当部署：農政室推進課都市農業参入サポートチーム | (1) 兵庫県農生活センター・就農コース（(社) 兵庫みどり公社） (2) 新規就農種加速度モデル推進事業（ひょうご就農支援センター） (3) 新規就農者等育成研修（農家子弟対象）／新規就農次世代農場研修（非農家出身者対象）（兵庫県立農業大学校） |
| ○農政室内に就農相談窓口を設置（H.23～） 新規参入者（企業含む）への相談業務を一元化して実施。 ※毎週、木曜日に面談あり ○企業及び新規就農者の参入促進 本庁・出先事務所が連携し、就農情報の提供、営農計画策定を支援。 ○神農家の参入促進＜府の独自制度・H.23～＞ 府が準農家候補者を審査の上登録し、市町村・農地保有合理化法人等と連携し農地の紹介を行い、概ね3～10ha程度の農地による農業開始を支援 | (1) 募集人員：20名、研修内容：栽培を使用して就農に必要な技術等の習得を行う、研修期間：1年間（9月～）、募集時期：6月下旬～8月上旬、研修費用：年15万円、研修科目：露地野菜、施設野菜 (2) 人員：68人（H.22）、研修内容：ひょうご就農支援センターで就農希望者を研修員として雇用し、先進農家等のもとで栽培技術や経営手法の習得をさせる。研修期間：6ヶ月以内（1回更新可）、研修科目：受入農家による (3) 募集人員：若干名、研修内容：農大の研修施設を活用し、栽培から販売までの実践研修を実施、研修期間：3ヶ月～1年間、募集時期：毎年6月頃、研修費用：栽培に係る種苗、農具、肥料、吸肥機に係る燃料費等の費用のみ、研修科目：野菜、花き |
| ○農地の紹介（農政室・就農相談窓口等） ○認定就農計画作成支援（出先事務所・農の普及課） | ○ひょうご就農支援センターおよび県内13カ所の地域就農支援センター（農業改良普及センター）で、農業技術や就農計画の作成指導、就農支援資金の貸付など農業経営全般に関する相談を行っている。 |
| ○新規就農者に対する栽培管理技術、各種研修会等の支援（出先事務所農の普及課） | ○13カ所の地域就農支援センター（農業改良普及センター）において、農業経営担当および農業後継者担当指導員により個別指導を行っている。また必要に応じて、専門技術員が担当指導員の支援を図る。 |
| ○府、市町村、（財）大阪府みどり公社、農業会館等が連携を取りながら支援している。 | ○一部地域においては、市町、JA、普及センターからなる、新規就農者支援協議会が組織されている。 |
| ○特に新規参入者のための組織は設立していないが、既存組織への加入を推進している。 | ○ネットワークづくりは、今後重点的に取り組みたい事項。 ○先輩の新規参入者が後輩の新規参入者の研修受け入れや就農に関するアドバイスを行う等、好ましい事例が増えている。 |
| ○新規参入者は点在するため、効率的な支援が困難。 ○機械の共同利用等による経費削減もできない。 | ○生産基盤がないことによる初期投資の負担（特に農地）や農村社会との付き合いなどといった問題が存在。 ○収益が安定するまでの数年間は無収入となる可能性があることについて、現実的に生活をしていく上では厳しい。 |
| 企業参入数 11件、新規就農者数 80件 | 184 |

| 都道府県名 市町村名 | 30 和歌山県 | 31 島根県 島取市 |
|----------------------|--|---|
| 1 研修施設や受入事業等の名称 | 農業大学校就農支援センター 技術習得研修 | 島取市ふるさと農業公社 国府町支所 島取市森林水産部農業振興課 とっとりふるさと就農会（島取市新規就農者技術習得支援施設） |
| 2 受入要件・研修内容（就農前）等 | ○対象：満18歳から既ね60歳まで県内での就農を希望する者。 ○内容：農業の基礎から実践的技術に関する講義・実習。 ○日程：全35日（5日間×7ヵ月） | 「とっとり農業研修事業」 ○募集人員 3名程度／年（原則2年間） ○募集時期 同時（募集締切1月） ○研修内容 基礎研修：農作物全般の栽培技術や農業経営 ○実習研修：水稻、野菜（露地野菜・施設野菜）、果樹（梨他）の栽培、出荷販売 ○その他：地政行事参加、農村の生活習慣等 ○研修作物：水稻、野菜、果樹 ○ファームサラリー等の支給（10万円／月・翌月払い） ※研修終了後、3年以上島取市に定住し営農することが助成条件。 |
| 3 就農時の支援 | ○研修終了後、就農者ごとに地域就農サポーターを就ける（近隣農業者に委託） サポーターの役割 - 地域の紹介（情報収集） - 地域住民への紹介 - 地域の関係機関への紹介 - 地域習慣指導 - 農業技術、経営、生活面等の相談と指導 等 | ○上記研修2年目に就農地を決定し就農計画を立て、 農地及び住居の確保等、新規就農の準備を行う。 - 設定就農計画作成支援（就農会スタッフ） - 就農奨励金等の支給（就農準備金20万円） - ハウスや農業施設導入、機械購入等に対する助成（経営体育成支援事業、就農条件整備事業） - 農地、施設等の確保に関する相談（就農相談員） - 住居移転や取得、家賃の助成（農地賃借料助成事業） - 各種資金貸付、ハウス・農業機械等の貸与（就農施設等資金） |
| 4 就農後の支援 | 同上 | 就農後2年間、研修生ごとにアドバイザーを配置（就農後1年間は、県の就農・くらしアドバイザーリー制度を活用） ○生涯学習会等関連組織加入促進 ○就農技術習得支援、農業管理技術習得支援 ○流通・販売に関する支援 ○各種研修会等の情報提供 |
| 5 関係機関等の支援体制 | ○地元毎担当農業振興課、市町村、農業委員会、JA等が連携して支援を行う | ○とっとりふるさと就農会を県、市、農協、大学、地域農業者が実施する形となっている。 ○就農定住までの総合支援を、島取市担い手育成支援協議会が行っている。 |
| 6 新規参入者等のネットワークづくり支援 | ○研修終了生が結成した「きのくに就農クラブ」との連携 | ○卒業後も就農会への出入りをお願いしており、在学生ともコミュニケーションを取り、懇親会を開催している。 ○平1度新規就農者意見交換会を開催（島取市担い手育成支援協議会）。 |
| 7 新規参入者数と育成の難易度等 | ○実際の経営面積に近い面積での研修を行うことが難しい ○新規参入者の行う農業（品目、農法等）と产地の農業のミスマッチ | ○島地の両辺に住居を確保することが、難しくなっている。 ○就農時に施設・農地の確保をすることが難しく、研修終了後収穫出荷までに期間ができるため、その間の生活費の確保に苦慮する者が多い。 |
| 新規参入者数 | 147 | 10 |

| 32 烏根県 | 33 岡山県 |
|--|---|
| <p><界事務></p> <p>○Uターンのための農業体験事業 農林水産業就業者確保緊急総合支援事業 経営体育成支援事業 農林水産振興がんばる地域応援総合事業 <貸付> ○青年農業者等早期経営安定資金</p> | <p>農業体験研修事業・農業実習研修事業（就農促進トータルサポート事業）</p> |
| <p>○Uターンのための農業体験事業 県外在住者が県内で一定期間、農林水産業等の産業体験を行う場合に、宿泊費の一部を助成（月1・2万円・3ヶ月～1年）</p> <p>○農林水産業就業者確保緊急総合支援事業 Uターン者が行う研修に要する経費を助成（月1・2万円・1年以内）</p> | <p>○対象：55歳未満の非農家出身者 (法人雇用者は対象外)</p> <p>○農業体験研修：県内の先進農家へ1か月間滞在し、農作業や農村生活を体験。</p> <p>○農業実習研修：体験研修を修了した者を対象に、農協等で農業技術や経営技術の実践的な研修を行う。研修期間中は研修費を支給。</p> |
| <p>○青年農業者等早期経営安定資金 新規就農者の経営運転資金の貸付 (月1・0万円・1年以内)</p> <p>○経営体育成支援事業 認定農業者の施設整備への補助 (1/2・400万円以内)</p> <p>○農林水産振興がんばる地域応援総合事業 認定就農者の施設整備への補助（1/3）</p> | <p>○農業普及指導センターが就農計画の作成支援を行う。</p> |
| | <p>○研修修了生を農業普及指導センターの重点指導対象者として、栽培及び経営指導等を重点的に行う。</p> |
| <p>○鳥取い手協議会、地域担い手協議会などを中心にサポート体制を整備している</p> | <p>○県域では県、青年農業者等育成センター、農業会議、JAグループ等が連携して、年間30回程度の就農相談会を県内外で実施し、新規参入者を募っている。</p> <p>○各地域では市町村や事業主体である農協等が主体性を持って、研修生の受け入れ、農地、住宅の確保等の支援を地域ぐるみで行っている。</p> |
| <p>○経営品目の中生産者組織、青年農業者組織など関係する団体への誘導や仲間づくりの支援を行っている</p> | <p>○新規参入者に対し、農業普及指導センターが、青年農業者クラブへ参加するよう誘導し、ネットワークづくりを進めることで地域への定着を図っている。</p> |
| | <p>○市町村（地域）の主体性を引き出すこと ○農地、住宅を確保すること</p> |
| 自営就農者・雇用就農者の横算値 957 | 179 |

| 都道府県名 | 37 香川県 | 38 愛媛県 |
|------------------------------|---|--|
| 市町村名 | 一 | 久万高原町 |
| 1 施設施設や 受入事業等の 名称 | 香川県、(財)香川県農業振興公社 多様なルートからの扱い手確保・研修事業 高品質園芸作物生産拡大条件整備事業 | (社)久万高原農業公社 久万高原農業公社研修センター研修制度 |
| 2 受入要件 ・研修内容 (就農前) 等 | ○農業大学校による技術研修 就農実践研修（1年間） 就農準備研修（4か月） ○県による農業基礎講座 かがわアグリ塾（3か月） | 久万高原農業公園研修センターでの技術研修 ○概ね50歳以下で、研修終了後久万高原町内で就農 すること ○研修期間は2年間 ○研修品目はトマト、イチゴ、ホウレンソウ、花きな ど（施設園芸） ○農業研修補助金として町内出身者は月額1.2万円、 1ターン者は月額1.5万円を助成 |
| 3 就農時の支援 | ○新規就農相談センター（JJA）香川県農業振興公社、 県農業金融）による就農相談や情報提供（空き家、 農地情報を含む） ○農業改良普及センターによる認定就農計画の作成支援 ○就農支援資金の貸付 ○認定就農者（園芸部門）が整備する農業機械や施設の 経費を助成（高品質園芸作物生産拡大条件整備事 業・1/3割内） | ○農業機械・施設整備補助会 ・就農時機械購入、施設整備のリースを受ける際、 3.0万円もしくは事業費の60%のいずれか低い 額を補助金として交付 ○新規就農初年度の生活費貸与（1.5万円以内／月・ 無利息） ○住居対策 ・1ターン者住まい者は後継者自身を斡旋 ※いざれも就農開始後5年末までに営農活動を中心とした 場合は返還の必要有り |
| 4 就農後の支援 | ○農業改良普及センターによる個別巡回指導や各種研 修会 ○農業大学校によるフォローアップ研修 | ○研修センター職員（JJAのOB職員）が週1回、巡 回指導 |
| 5 関係機関等の 支援体制 | ○農業士など地域の扱い手や農業改良普及センター、 JJAなど関係機関が連携し、新規参入者の技術や經 営、地域活動を支援 ○地域によっては、市単独の補助事業を実施 | ○久万高原町官農支援センター（町、JJA、農業公社 で組織）連絡協議会（4月、12月）において、平 面計画や指導方針等を検討 ○企画会議（普及センター、JJA、町）を毎週開催し、 週ごとの指導内容や進捗状況等について協議 |
| 6 新規参入者等 のネットワー クづくり支援 | ○香川県農業青年グループなど新規農業者組織への誘 導 | ○青年農業者は上坪穴地区青年農業者連絡協議会に加入 するよう説明している。 |
| 7 新規参入者数 と育成の 課題等 | ○農地や農業技術を持たない新規参入者が安心して就 農できる環境を整備するためには、新規参入者の後 ろ盾となる里親を支援・育成する必要がある。 | ○農地の確保 |
| 新規参入者数 | 68 | 12 |

| 39 高知県 | 40 福岡県 |
|---|--|
| — | — |
| 高知県新規就農研修支援事業 農業大学校研修課 | 福岡県農業大学校研修科 |
| <p>1 高知県新規就農研修支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業実施主体：市町村等（市町村及びJA） ○受入農家等：指導農業士、市町村等が運営する研修施設等 ○補助対象額：月額1.5万円以内（期間：6ヶ月以上2年以内） ○対象：自立して就農する希望者（15歳以上65歳未満） ○扱い手協議会等が研修内容を作成し終了までに認定就農者になるよう支援。 <p>2 農業大学校研修課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○長期研修（宿泊し目的・希望に応じた研修を実施・3～12ヶ月） ○農業基礎講座（農業の基礎知識を習得する1日コース） ○働きながら学ぶ農業技術研修（休日利用し就農を目指す） ○新しいなかビジネススクール（ネットで県農業と農業技術を学ぶ） ○農業機械研修（農業機械の整備や操作技術に関する研修） <ul style="list-style-type: none"> ○認定就農計画作成支援、農地・ハウス等の確保に関する支援（地域組合手協議会） ○初期投資に要する経費の軽減（資金融資支援、ハウス融資支援） ○農地、造林・ハウス等の情報を一元的に収集、ストック、提供する取り組み（県農業公社） | <p>○Uターンや新規参入で福岡県内での新規就農を志す者を対象に、野菜・花きの実践的な研修を通じて、研修後に即就農できるよう支援。</p> <p>定員：10人程度／年、募集時期：毎年1月～2月、研修期間：原則4月～翌年3月までの1年間</p> <p>内容：野菜または花きコース、実習8割、講義2割程度のカリキュラム</p> <p>経費：受講料なし、実習に要する費用として年間6万円程度</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○普及職員、営農指導員による就農・技術指導（県・JA） ○就農から5年以内の農業者の現状把握及び情報の提供（県農業公社） ○認定農業者への指導・育成、新たな認定者の確保（地域組合手協議会） | <p>○農業大学校研修科での実習、講義や農業研修を通じて農業に必要な技術や知識を修得させるとともに、普及指導センター等と連携して、就農先、資金の確保などの相談や支援を実施。</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> ○「高知県新規就農者支援ネットワーク」の設立（H15） 目的：農地や受入地域等の成功事例の収集・提供を行うとともに、就農希望者の情報を市町村へ提供すること等。 構成：県、市町村、県立農大、有機のがこく土体自然塾、農業振興センター、県農協中央会、県農業会議、県農業公社 ○地域では市町村組合手協成支援体制があり、役割分担を行なう活動している（市町村：相談、研修の実施、農協：相談、営農指導、普及所：相談、技術指導）。 | <p>○普及指導センターが中心となり、市町村・JA等とともに新規就農支援に関する情報交換や連携活動を推進。</p> <p>例）定期的な情報交換会議開催、就農相談カードを共通化して情報共有</p> |
| | <p>○現在、県として新規参入者に限ったグループ化の取組はしていない。</p> <p>○若年層については、地域の農業青年組織への参加を呼びかけ。</p> |
| <p>○農地やハウスの確保、自己資金の不足、住宅の確保、當農実績がないことから各種資金の借り入れが困難な場合が多い。</p> | <p>○近年、県外からの新規参入希望者が増加しているが、新規参入者が就農・定着を果たすためには、技術習得や資金以外にも生活環境などの課題もあることから、就農先となる市町村など地域における相談対応や受入体制の充実が求められる。</p> |
| 364 (新規参入者+農家子弟で新規農地取得者) | 187 |